

ご遺族の方へ

稲敷市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。
稲敷市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、
一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。
ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

稲敷市役所 029-892-2000(代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 住民票について	p.6
3. 世帯主について	p.6
4. 障害福祉の手続きについて	p.7
5. 年金の手続きについて	p.7
6. 介護保険について	p.8
7. 葬祭費について	p.8
8. 亡くなられた方に児童がいる場合	p.9
9. 税の手続きについて	p.10
10. 土地・家屋等の手続きについて	p.12
11. 外国籍の方の届出について	p.14
12. 自死で大切な方を亡くされた皆さまへ	p.15

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓を付けてください。

「はい」に✓が付いた項目は、該当ページでご確認ください。

ナビはコチラ



【おくやみ手続きナビ案内】

簡単に確認したい方は、WEBからナビをご利用ください。

	確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	故人を含めご家族に外国籍の方はいますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
福祉	障害者手帳等をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
年金	国民年金を受給または、加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	18歳以下の児童を養育していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	18歳以下の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	稲敷市内に固定資産(土地・家屋)を所有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	市・県民税の課税はされてきましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
その他	農業者年金受給者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	農地を所有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	市営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 (13、22 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 (18、19 ページ参照) ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (10、19 ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(18ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の
申告・納付(10、19
ページ参照)

稲敷市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉

必要な手続きの
詳細について

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区役所・町村役場
※死亡者の住所のみが稲敷市の場合は、稲敷市では届出することができません。

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通
- ・予約された火葬場名、火葬時間

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。届出時に火葬の予約状況をお知らせください。

◇稲敷市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民窓口課 または 東支所

【休日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民窓口課のみ

※翌開庁日に届出書を確認するため、火葬許可証を差し替えさせていただくことがあります。

【夜間】

※火葬許可証を発行する必要があるため、夜間の届出は受付できません。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→10日～14日程度
- ・本籍地以外に届出をした場合→1ヶ月程度

※状況によりこれ以上の日数がかかることもあります。

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。提出先に確認をしていただくようお願いいたします。

2. 住民票について ※亡くなられた方の住民登録が稲敷市にある場合

死亡届が提出されると除票になります。

稲敷市外で死亡届が提出されると、届出を受理した役所から本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

除票の発行には請求理由が必要になりますので、その手続きをする方が請求をしてください。住所地以外に届出をした場合、除票の発行には日数がかかります。

3. 世帯主について

世帯主が亡くなられた場合は、死亡届が提出された際に同世帯の届出人等へ変更されます。他の方へ変更をご希望の場合は世帯主変更の手続きが必要になります。

◇届出人

亡くなられた方と同世帯の方

◇必要なもの

- ・本人確認書類

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

市民窓口課

市役所本庁舎1階1番柱の窓口

4. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・いばらき身障者等用駐車場利用証のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が特別障害者手当・難病手当など、障害に関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

社会福祉課 障害福祉担当
市役所本庁舎1階8番柱の窓口

5. 年金の手続きについて

◇年金受給者が亡くなられたとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が亡くなられたとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課 年金担当
市役所本庁舎1階2番柱の窓口

6. 介護保険について

稲敷市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなったときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続きが必要な場合がありますので、相続人の方の口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

高齢福祉課 介護保険担当
市役所本庁舎1階7番柱の窓口

7. 葬祭費について

「稲敷市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療保険に加入されていた方」が亡くなったときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

1. 亡くなった方の健康保険資格確認書（交付されている場合）
 2. 葬祭を行ったこと及び喪主名が確認できるもの（会葬礼状または火葬・葬祭費用の領収書）
 3. 申請者（葬祭を行った者）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課 国保担当・後期担当
市役所本庁舎1階2番柱の窓口

8. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父または母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

こども支援課 児童手当担当・児童扶養手当担当
市役所本庁舎1階6番柱の窓口
保険年金課 医療福祉担当
市役所本庁舎1階2番柱の窓口

お子様が保育園等に入園されている方が亡くなられた場合、料金に変更になる場合があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

学務管理課 学務保育担当
市役所本庁舎2階2番柱の窓口

9. 税の手続きについて

◇相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書

固定資産税・住民税・軽自動車税の納税通知書等が送られてくる方（納税義務者）が亡くなられた場合、相続人の中から、亡くなられた方の代わりに、書類を受け取る代表者を指定する「相続人代表者指定届」の提出が必要になります。

また、固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合には、「固定資産現所有者申告書」を提出していただく必要があります。

なお、相続放棄をした場合には、「相続人代表者指定届」および「固定資産現所有者申告書」の提出は必要ありませんので、その代わりに相続放棄の通知書等の写しをご提出ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課

市役所本庁舎1階3番柱の窓口

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせは

税務課 住民税担当

市役所本庁舎1階3番柱の窓口

所得税・相続税についてのお問い合わせは

竜ヶ崎税務署

電話番号 0297-66-1303(自動音声案内)

◇ 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。
(納税義務者は4月1日現在の所有者・使用者となります)

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー
税務課 軽自動車税担当
市役所本庁舎1階3番柱の窓口

125ccを超えるオートバイ
関東運輸局茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所
電話番号 050-5540-2018

三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所
電話番号 050-3816-3106

10. 土地・家屋等の手続きについて

◇相続登記

土地や建物など不動産の相続が発生した場合、相続登記が必要になります。相続登記をしないままにしておくと、様々な問題が発生する恐れがあります。

(令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

水戸地方法務局 電話番号 029-227-9922

水戸地方法務局龍ヶ崎支局 電話番号 0297-62-0225

◇亡くなられた方が農地を所有されている場合

亡くなられた方が農地を所有されている場合には、農業委員会への諸手続きが必要となります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

稲敷市農業委員会

市役所本庁舎2階5番柱の窓口

◇亡くなられた方の住まいが空き家となる場合

亡くなられた方の住まい(土地や建物等)が空き家となる場合、相続人が、周辺の生活環境に影響をおよぼさないよう適切に管理する必要があります。

空き家を賃貸や売却で活用する際は、物件所有者と利用希望者の橋渡しを行う「稲敷市空き家バンク制度」をご利用いただけます。

登録をご検討の方はご相談ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

まちづくり推進課 空き家バンク担当

市役所本庁舎2階3番柱の窓口

◇上・下水道、浄化槽をご利用の方

亡くなられた方が上・下水道の使用人(名義人)の場合、名義変更、口座振替の変更、給水装置所有権の変更等が必要です。また、下水道をご利用の方で井戸水を使用している場合は人数変更の届出が必要となります。その他、浄化槽をご利用の方で亡くなられた方が浄化槽管理者だった場合変更の届出が必要となります。手続きの詳細については、上下水道お客さまセンター、もしくは上下水道課へお問い合わせください。

上・下水道でご不明な点は下記までお問い合わせください。

稲敷市上下水道お客さまセンター 稲敷市江戸崎甲4615番地
電話番号 029-892-4255(直通)

浄化槽でご不明な点は下記までお問い合わせください。

上下水道課 稲敷市荒沼9番地2

◇市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建設課へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

建設課 住宅担当
市役所本庁舎2階8番柱の窓口

◇亡くなられた方のお名前で飼い犬を登録してある方

亡くなられた方のお名前で飼い犬を登録してある方は、飼い主の変更手続きが必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境課
市役所本庁舎2階7番柱の窓口

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。この場合、水戸入国管理局に直接出向いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所（おだいば分室）にお送りください。

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」などの方は、死亡届から14日以内に入出国在留管理庁への届出が必要な場合があります。（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください）

返納先（持参する場合）及びお問い合わせ先

〒310-8540 茨城県水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階
東京出入国在留管理局水戸出張所
電話番号 029-300-3601

郵送先（郵送する場合）

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室
※封筒の表に「在留カード等返納」と表記
返納理由を証する文書（死亡証明書、戸籍謄本等）を添付

12. 自死で大切な方を亡くされた皆さまへ

大切な方を亡くされた皆さまに、心よりお悔やみ申し上げます。

自死によりご家族やご友人を亡くされたご遺族は、深い悲しみや、言葉にしづらい思いを抱えることがあります。

どうか、お一人で抱え込まず、ご相談ください。

◇稲敷市こころの相談

こころの悩み、家族のメンタルヘルス、生活面の不安などに精神保健福祉士がお受けします。

社会福祉課 市役所本庁舎1階8番柱の窓口

◇自死遺族向けの相談・語りの場

ある日突然訪れた悲しみ、誰にもわかってもらえないつらさ、いくら考えても見つからない答え。ご遺族が安心してありのままの思いを語り合える場です。

自死遺族のつどい ゆったりカフェ龍の会
代表者電話番号 090-6519-3807

◇自死遺族が直面する法律相談

遺族が直面する法律問題として、相続、過労自殺、貸貸トラブル、不動産問題、多重債務、鉄道事故など様々なものがあります。

自死遺族支援弁護士
<https://jishiizoku-law.org/problem/>



13. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、振込先口座番号</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する年金事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可の申請

墓から遺骨を移動させる場合は、改葬許可証が必要になります。現在埋葬されている墓地の所在する自治体で手続きを行ってください。

稲敷市内の墓地に埋葬されている場合は、2の埋葬証明書は必要ありません。改葬許可申請書の様式に、現在埋葬されている墓地の管理者の証明を受けて申請をしてください。

申請の際は、新しい受け入れ先の場所も記載してください。

必要書類

・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈お問い合わせ〉

環境課

市役所本庁舎2階7番柱の窓口

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

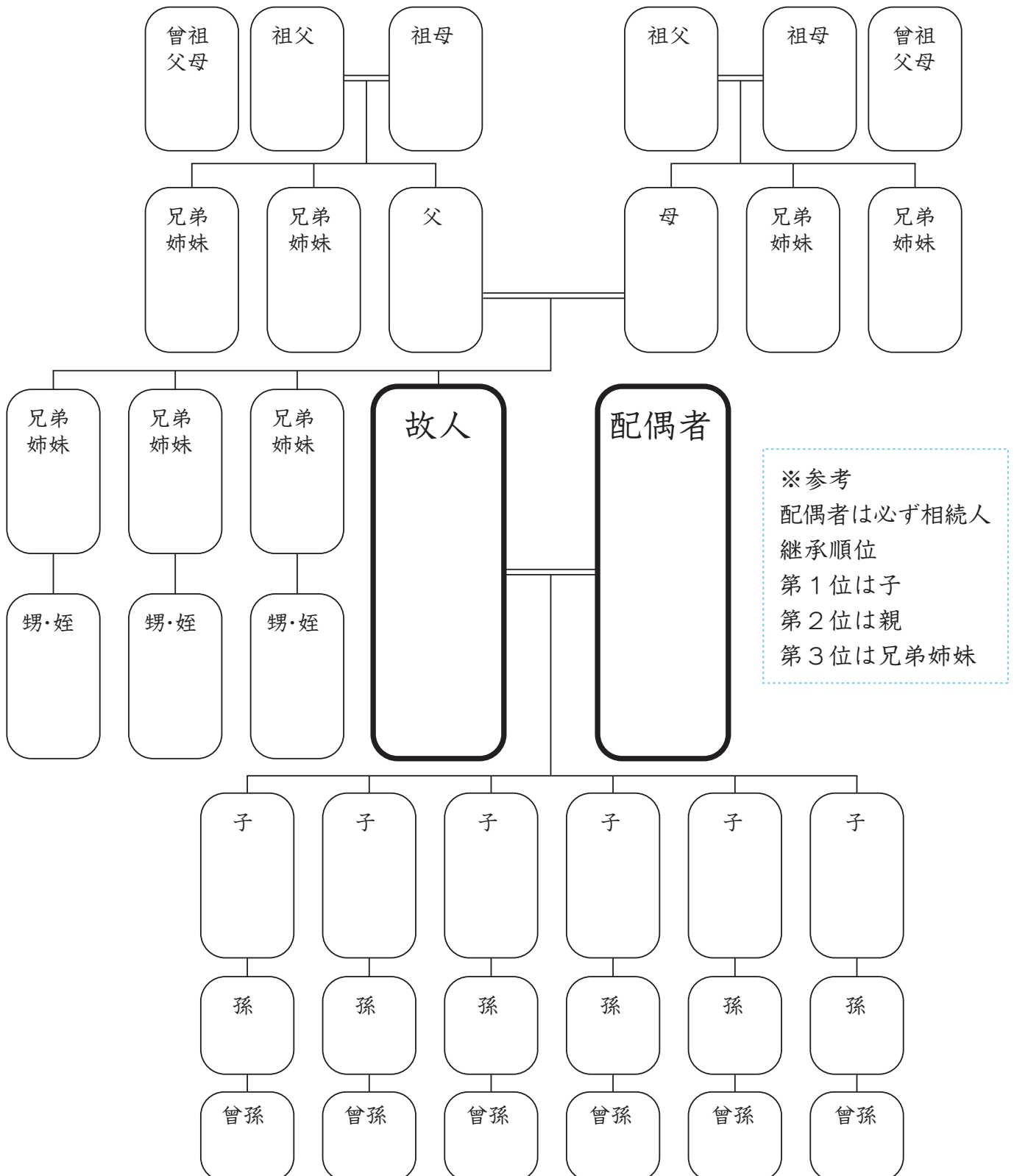
	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。詳細は税務署にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合、相続税の申告をする必要があります。詳細は税務署にご確認ください。 基礎控除額=3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)

相続人関係を整理するために、メモ書き用として家系図をご活用ください。

相続人につきましては、法務局または手続きを依頼する司法書士等にお尋ねください。

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。



◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約	早めに	各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		11ページをご確認ください。	各販売業者でも代行可能

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

広告事業者一覧

霊園・お墓

株式会社佐藤石材店

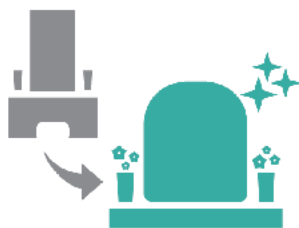
終活全般

株式会社鎌倉新書



ご相談ください

お墓のお困りごとございませんか？



case1

お墓を新しくしたい

古いお墓を新しく建て直したり、石塔を残して、周りの外観だけを新しくすることもできます。



case2

お墓を移したい

遠方から近くへ、近くから遠方へ移設をします。県外対応可。



case3

追加で戒名を彫りたい

今あるお墓に亡くなられた方の戒名を彫刻します。



case4

お墓をキレイにしたい

お墓についた苔や汚れを、専門的な機材や薬剤を使ってきれいにします。除草作業もお受けします。



case5

お墓を直したい

お墓の修理だけでなく、全体的な改修を行います。



case6

納骨のお手伝いをします

故人のお骨を納骨いたします。納骨前のお墓の点検や、必要な道具等の準備もいたします。

▽ホームページはこちらから▽



case7

草が生えないようにしたい

墓所を石張りにして草が生えないようにし、除草作業を最小にできます。



case8

花筒を新しくしたい

ステンレスの花筒や香炉皿を店頭で販売しています。

工事の後も永くお付き合いする阿見町の石材店

株式会社 佐藤石枝店

稲敷郡阿見町飯倉 1442-122 あみアウトレット近く
TEL : 029-889-0145 MAIL : info@satosekizaiten.co.jp
営業時間：平日 9：00～18：00 / 土日 10：00～17：00

建設業許可：茨城県知事許可（般-04）第17801号

本誌を見たとお問合せいただき、建墓・お墓のリフォームでお見積りご依頼の
お客様に『筑波山の水車挽き手作りのお線香』を呈します

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5 万円~ **決まった金額だから安心！**

☎ **0120-948-833**

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



発行 稲敷市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年3月作成

